

スイカ果実汚斑細菌病の侵入警戒調査を開始

スイカの重要病害であるスイカ果実汚斑細菌病は、我が国では1998年にはじめて確認され(本誌57号)、1999年も数カ所のスイカ産地において発生が認められた。いずれの発生地においても発生初期に発見されたため、迅速な防除対策を講じ、発生地域の拡大・まん延には至らなかった。本病の被害を回避するためには、発病初期に徹底した防除を実施することが重要であることから、早期発見に努めるため、都道府県が従来から実施しているミバエ類等侵入警戒調査の対象病害虫として本病が追加され、スイカ栽培の多い10道県(北海道、青森県、山形県、新潟県、茨城県、千葉県、長野県、鳥取県、熊本県、鹿児島県)において本年度から調査が開始された。

侵入警戒調査の概要は次のとおりである。

巡回調査

本病の病徴は苗及び収穫期の果実で顕著に発現するため、調査はスイカの育苗期及び収穫期を中心に巡回調査により行う。特にほ場への保菌株の持ち込みを防止するため、育苗期の精密な調査が必要である。また、巡回調査に加えて育苗業者や生産農家から新発生病害に関する情報を収集し、早期発見に努める体制が重要となる。

本病の病徴は本誌57号でも紹介しているが、育苗期では写真のような子葉の葉脈に沿った退緑色壊死斑や胚軸の上部から地際部にかけて水浸状となり枯死する等が特徴である。収穫期の果実では、果皮表面に平滑～やや隆起した水浸状斑を形成し、亀裂を伴うことがある。これらの症状は他の病害には見られず、判別が比較的容易とされている。

病原菌の簡易同定

調査において本病の疑似症状が発見された場合、

試料を採取し、本誌58号を参考に病原菌の分離及び簡易同定を行う。同定を依頼する場合、試料は散逸しないように厳重に梱包し、保冷宅配便等により送付する必要がある。また、細菌を分離した場合は分離菌株を合わせて送付する。簡易同定に使用する抗血清は(株)日本植物防疫協会から入手できる。

植物防疫所による侵入警戒調査

本病は、植物防疫法に基づき、発生国から我が国へのスイカ種子輸出に当たり栽培地検査を要求

している病害(本誌55号)であり、諸外国は病害としての重要性に相まって我が国における発生動向や対策に注目している。このような国際情勢を背景に、国としても都道府県による調査と時期を合わせた侵入警戒調査体制をとることが必要と判断されたことから、植物防疫所が行う侵入警戒調査



の対象病害虫に本病が追加された。ミバエ類や火傷病等の侵入警戒調査は、都道府県が生産地域、市場等、植物防疫所が海空港を分担して実施してきたが、本病の調査については、スイカ産地において都道府県等関係者の協力を得ながら実施する必要がある。今後、侵入警戒調査を実施しない都道府県を中心に、病害虫防除所等との連携をとりつつ育苗期や収穫期に調査を実施する予定である。

発見時の対応

本病の発生が確認された場合、関係都道府県と植物防疫所は相互に連絡を取り合い、迅速な調査及び防除対策を講じる必要がある。このため、発見時の対応の手引きを「ミバエ類等侵入警戒調査実務参考資料(植物防疫所)」の付属資料として作成し、関係機関に送付したところである。